登園許可証 (医療機関が記入)

医師が記入した登園許可証が必要な感染症

〇印	病 名	登室停止期間		
1	麻しん(はしか)	解熱後、3日を経過するまで		
2	風しん (三日はしか)	発しんが消失するまで		
3	水痘(水ぼうそう)・帯状疱疹(※①)	すべての発しんがかさぶたになるまで		
4	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日 を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで		
5	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日 を経過するまで		
6	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性 物質製剤による治療が終了するまで		
7	結核	感染の恐れがなくなるまで		
8	咽頭結膜熱(プール熱、アデノウイルス感染症)	主症状が消失した後2日を経過するまで		
9	流行性角結膜炎(はやり目)	感染力が極めて強いので医師の判断がでるまで		
10	急性出血性結膜炎	医師の判断がでるまで		
11	腸管出血性大腸菌感染症(O-157)	感染力が極めて強いので医師の判断がでるまで		
12	髄膜炎菌性髄膜炎	感染の恐れがなくなるまで		

[※]① 第2種感染症の対象ではない。

平成

年 月 日

次U 先	2 性恐朱旭の対象 C はない。								
(提出先)	ナサの森保育園								
				児童氏名					
出席停	止期間 月	日から	月	日まで					
月 日から登園してもよいことを証明します									
	医療機関名			医師名		印			
		#	 刃り取り	EZHANA					
		5	N Y AX Y						
	[~]	多園許可証	:(保護を	とが記入)					
登園許可証(保護者が記入) 医師の登園許可を得た上で保護者が記入した許可証が必要な感染症									
	安国計判を行た工で保護する 病 名		り皿が必安	登室のめる	& -				
1	手足口病		定保が改	<u>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</u>	• /				
2	溶連菌感染症			<u> </u>					
3	伝染性紅斑(りんご病)		全身状態		E3 小层》 [23]				
4	感染性胃腸炎			<u>バスカーーーー</u> 断がでるまで					
5	ヘルパンギーナ		全身状態						
6	マイコプラズマ肺炎			<u>, ヘハ</u> 善し全身状態が良好					
7	RSウイルス感染症			等し全身状態が良好					
(提出先)	ナサの森保育園		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,						
171 = 1	72. July 1724 - Fr			児童氏名					
<u> 学彩し</u>	た病院名								
<u>通院し</u>	た期間 月 日~ 月	日	登園	を許可された日	月 日				
	上記の通り相違ありません								

印